

令和2年度 第24回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和3年2月25日（木） 午後2時 開議

宮古島市役所庁舎 3階 会議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和2年度第18回臨時会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（令和2年度第19回定例会）
- 日程第4 承認事項 会議録の承認について（令和2年度第20回臨時会）
- 日程第5 承認事項 会議録の承認について（令和2年度第21回臨時会）
- 日程第6 承認事項 会議録の承認について（令和2年度第22回臨時会）
- 日程第7 報 告 教育長報告
- 日程第8 議案第55号 宮古島市立学校給食共同調理場管理規則の一部改正について
- 日程第9 議案第56号 宮古島市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱の全部改正について
- 日程第10 議案第57号 宮古島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令
- 日程第11 そ の 他

議案第55号

宮古島市立学校給食共同調理場管理規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和3年2月25日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

城辺地区中学校の統廃合に伴い、学校給食実施校を削除、追加する必要があるため、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市立学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則

宮古島市立学校給食共同調理場管理規則（平成 17 年宮古島市教育委員会規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「砂川中学校、西城中学校、城辺中学校、福嶺中学校」を「城東中学校」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 6 号

宮古島市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱の全部  
改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和 3 年 2 月 2 5 日 提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

学校給食アレルギー対応において、現状に即した対応を実施するには文言の追加、変更等を行う必要があるため、本案を提出します。

## 宮古島市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱

宮古島市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱（平成 24 年宮古島市教育委員会告示第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、食物アレルギー疾患を持つ児童生徒に対して、学校給食における食物アレルギー対応（以下「食物アレルギー対応」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食物アレルギー 特定の食物を摂取することによって、皮膚、呼吸器、消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいう。
- (2) アナフィラキシー アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時に、かつ、急激に出現した状態をいう。
- (3) 自己管理喫食 保護者や担任などの指示又は児童生徒の判断で給食から原因食物を除いて食べることをいう。
- (4) コンタミネーション 原材料として使用していないにもかかわらず、特定原材料が意図せずに混入してしまう場合をいう。

（対象児童生徒）

第 3 条 食物アレルギー対応の対象となる児童生徒は、次に定める者とする。

- (1) 医師より食物アレルギーの診断及び特定の食物に対する指示がある者
- (2) 家庭において特定の食物の除去等を行っている者

（食物アレルギー対応の内容等）

第4条 食物アレルギー対応は、集団給食を基本としながら、医師の診断及び教育長の決定に基づき、次に掲げる内容により対応するものとする。

(1) アレルギー詳細献立表を児童生徒に配布

(2) 弁当持参

ア 一部弁当持参（除去食対応において、該当献立の喫食が困難な場合、その献立に対して部分的に弁当を持参する。）

イ 完全弁当持参（食物アレルギー対応が困難なため、弁当を持参する。）

(3) 除去食提供（給食から原因食物を除いて提供する。）

ア 除去の対象となる原因食物を原則、卵、イカ、カニ、エビとする。

イ 食物アレルギーの原因食物に関するものであっても症状誘発の原因となりにくい別表で定める食品については、除去しないものとする。

(4) 牛乳停止

2 教育長は、次の各号に該当する場合は、前項第3号の対応を実施しないことができるものとする。

(1) 各調理場において人員及び施設環境の限界を超え、献立及び調理の安全が確保できないと判断される場合

(2) アナフィラキシーが重傷化するおそれがある場合

3 教育長は、前項に該当する場合は、保護者に対して第1項第2号を指示できるものとする。

（申請及び決定）

第5条 食物アレルギー対応を希望する保護者は、学校給食における食物アレルギー対応実施申請書（様式第1号。以下「実施申請書」という。）に医師の診断による食物アレルギー診断書・食事指示書（様式第2号）及び学校生活管理指導表を添付して、学校長へ提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の実施申請書を受理したときは、保護者、学校関係者及び栄養教諭等と面談を行い、食物アレルギー対応の必要性について審査し、必要と認めた場合は、教育長へ提出しなければならない。
- 3 教育長は、前項の実施申請書を受理したときは、内容を審査の上、学校給食における食物アレルギー対応実施決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により学校長及び保護者へ通知するものとする。
- 4 食物アレルギー対応を希望する保護者のうち、前条第1項第1号及び第4号に該当する場合は、面談を省略することができるものとする。
- 5 第3項において決定された内容は、対応開始の日から次年の3月31日までを有効期限とし、対応の継続を望むときは、保護者は第1項に掲げる書類を児童生徒の進級又は進学に併せて学校長へ提出しなければならない。
- 6 進学又は転校により担当する調理場が変わるときは、第3項において決定された内容は、その日をもって終了とし、食物アレルギー対応の継続を希望するときは、保護者は第1項に掲げる書類を改めて学校長へ提出しなければならない。ただし、転校によるときは、診断書・食事指示書の提出は要さないものとする。

（変更又は中止）

第6条 食物アレルギー対応の内容の変更又は中止を希望する保護者は、学校給食における食物アレルギー対応（変更・中止）申請書（様式第4号。以下「変更・中止申請書」という。）を学校長へ提出しなければならない。

- 2 学校長は前項の変更・中止申請書を受理したときは、その必要性を審査し、教育長へ提出しなければならない。
- 3 教育長は、前項の申請書を受理したときは、必要に応じて保護者及び学校関係者と面談を行い、その内容を審査するとともに、決定通知書により学校長及び保護者へ通知するものとする。

(危機管理)

第7条 食物アレルギー対応が実施されるに当たり、教育委員会、学校及び保護者は連絡を密にし、誤食事故等のないよう最新の注意を払い、万全を期するよう努めなければならない。

最新  
知

(給食費の取扱い)

第8条 第4条第1項第2号ア、第3号及び第4号の対応については、給食費の減額を行わないものとする。

2 第4条第1項第2号イの対応については、給食費を徴収しないものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス



学校給食における食物アレルギー対応実施申請書 ( 新規 ・ 継続 )

宮古島市立 \_\_\_\_\_ 学校長 殿

\_\_\_\_\_ 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

学校給食における食物アレルギー対応について、診断書・食事指示書等を添えて下記のとおり申請します。

(ふりがな) 児童生徒氏名	_____	新・ 現	年 組	生年 月日	年 月 日生
住 所	〒 宮古島市			電話 番号	
緊急連絡先	氏 名		続柄	電話 番号	
	氏 名		続柄	電話 番号	
かかりつけの 病院・医師	病院名				電話 番号
	医師名				
	診療科				
希望する 給食対応  (該当するものを ○で囲む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細献立表による自己管理</li> <li>・ 弁当持参 ( 一部 ・ 完全 )</li> <li>・ 除去食提供 ( 卵 ・ イカ ・ エビ ・ カニ )</li> <li>・ 牛乳停止</li> </ul>				

学校記入欄

上記内容につきまして、学校給食における食物アレルギー対応の実施を申請します。

宮古島市教育委員会

教育長 \_\_\_\_\_ 殿

第 \_\_\_\_\_ 号  
\_\_\_\_\_ 年 月 日

宮古島市立 \_\_\_\_\_ 学校  
校長 \_\_\_\_\_ 印

食物アレルギー診断書・食事指示書

児童生徒氏名	(男・女)	新・現	年 組	生年月日	年 月 日生
住 所	〒 宮古島市				

本児童生徒は診察・検査の結果、以下の食物については、アレルギーを有していますので配慮願います。

原因食物	摂取時症状	対処法 (使用薬剤等)	症状の程度	備考 (特記事項)
	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 粘膜症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 呼吸器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシー <input type="checkbox"/> その他	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	・接触(可・否) ・加熱済食品摂取(可・否) ・調味料由来摂取(可・否) ・コンタミネーション食品 摂取(可・否)	
	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 粘膜症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 呼吸器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシー <input type="checkbox"/> その他	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	・接触(可・否) ・加熱済食品摂取(可・否) ・調味料由来摂取(可・否) ・コンタミネーション食品 摂取(可・否)	
	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 粘膜症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 呼吸器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシー <input type="checkbox"/> その他	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	・接触(可・否) ・加熱済食品摂取(可・否) ・調味料由来摂取(可・否) ・コンタミネーション食品 摂取(可・否)	
	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 粘膜症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 呼吸器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシー <input type="checkbox"/> その他	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	・接触(可・否) ・加熱済食品摂取(可・否) ・調味料由来摂取(可・否) ・コンタミネーション食品 摂取(可・否)	

摘要

---



---



---

年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_  
 医 師 名 \_\_\_\_\_ 印

原因食物	摂取時症状	対処法 (使用薬剤等)	症状の程度	備考 (特記事項)
	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 粘膜症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 呼吸器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシー <input type="checkbox"/> その他	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接触(可・否)</li> <li>・加熱済食品摂取(可・否)</li> <li>・調味料由来摂取(可・否)</li> <li>・コンタミネーション食品 摂取(可・否)</li> </ul>	
	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 粘膜症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 呼吸器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシー <input type="checkbox"/> その他	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接触(可・否)</li> <li>・加熱済食品摂取(可・否)</li> <li>・調味料由来摂取(可・否)</li> <li>・コンタミネーション食品 摂取(可・否)</li> </ul>	
	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 粘膜症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 呼吸器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシー <input type="checkbox"/> その他	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接触(可・否)</li> <li>・加熱済食品摂取(可・否)</li> <li>・調味料由来摂取(可・否)</li> <li>・コンタミネーション食品 摂取(可・否)</li> </ul>	
	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 粘膜症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 呼吸器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシー <input type="checkbox"/> その他	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接触(可・否)</li> <li>・加熱済食品摂取(可・否)</li> <li>・調味料由来摂取(可・否)</li> <li>・コンタミネーション食品 摂取(可・否)</li> </ul>	
	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 粘膜症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 呼吸器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシー <input type="checkbox"/> その他	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接触(可・否)</li> <li>・加熱済食品摂取(可・否)</li> <li>・調味料由来摂取(可・否)</li> <li>・コンタミネーション食品 摂取(可・否)</li> </ul>	
	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 粘膜症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 呼吸器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシー <input type="checkbox"/> その他	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接触(可・否)</li> <li>・加熱済食品摂取(可・否)</li> <li>・調味料由来摂取(可・否)</li> <li>・コンタミネーション食品 摂取(可・否)</li> </ul>	
	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 粘膜症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 呼吸器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシー <input type="checkbox"/> その他	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接触(可・否)</li> <li>・加熱済食品摂取(可・否)</li> <li>・調味料由来摂取(可・否)</li> <li>・コンタミネーション食品 摂取(可・否)</li> </ul>	
	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 粘膜症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 呼吸器症状 <input type="checkbox"/> アナフィラキシー <input type="checkbox"/> その他	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接触(可・否)</li> <li>・加熱済食品摂取(可・否)</li> <li>・調味料由来摂取(可・否)</li> <li>・コンタミネーション食品 摂取(可・否)</li> </ul>	

殿

宮古島市教育委員会  
教育長

学校給食における食物アレルギー対応決定通知書

年 月 日付で申請のあった学校給食における食物アレルギー対応につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

学 校 名	学校	児童生徒氏名		新・現	年 組
決定内容	新規 ・ 継続 ・ 変更 ・ 中止				
対応内容	除去食	可 ・ 否			
	除去内容	卵 ・ イカ ・ エビ ・ カニ			
	その他	弁当持参（一部・完全）・牛乳停止			
面談日	年 月 日				
対応期間	年 月 日 より次年の3月31日まで 【注意】進学、転校等により担当調理場が代わる場合は、その日をもって対応は終了とする。				
【備考】					

様式第4号 (第8条関係)

学校給食における食物アレルギー対応（変更・中止）申請書

宮古島市立 \_\_\_\_\_ 学校長 殿

年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日付で決定のありました学校給食における食物アレルギー対応につきまして、下記のとおり申請します。

(ふりがな) 児童生徒氏名	(男・女)	新・ 現	年 組	生年 月日	年 月 日
変更若しくは中止の内容					

**学校記入欄**

上記内容につきまして、学校給食における食物アレルギー対応の（変更・中止）を申請します。

宮古島市教育委員会

教育長 \_\_\_\_\_ 殿

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

宮古島市立 \_\_\_\_\_ 学校  
校長 \_\_\_\_\_ 印

議案第 57 号

宮古島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和 3 年 2 月 25 日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

学校に配分された予算について、学校長の判断で、迅速かつ柔軟に執行できるよう支出権限について、整理する必要があるため。

本委員会は、

宮古島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する  
規程の一部を改正する訓令

宮古島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程（平成 17 年宮古島市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「1 件 10 万円未満に限る。ただし、学校車の車検に係る予算執行については、この限りでない。」を「宮古島市教育委員会事務決裁規程（平成 17 年宮古島市教育委員会訓令第 2 号）別表第 1 の表中 4 支出負担行為の課長専決区分に限る。」に改める。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。